

医療従事者のための
個人情報保護法セミナー

医療法人 大樹会
ふれあい鎌倉ホスピタル
2009.3

〈医療機関がおこなうべき事項〉

- 1、 個人情報保護方針の策定、公示
- 2、 内部規定の策定
- 3、 個人情報管理者の認定
- 4、 担当委員会の設置
- 5、 相談窓口の開設
- 6、 職員教育
- 7、 診療記録やその他の文書の書式及び
記載方法の見直し
- 8、 同意書の整備
- 9、 検査などの外注機関プライバシーマーク
取得業者の確認

I. 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方

1、ガイドラインの趣旨

- ・本ガイドラインは「個人情報保護に関する法律」（平成 15 年）に基づき定めたもの
- ・この法の対象になるのは病院、診療所、薬局、居宅サービス事業者（介護保険法規定）
- ・個人情報の適正な取り扱いを確保するものとし、厚生労働省が法を執行する基準となるものである
- ・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とする

2、ガイドラインの構成及び基本的考え方

- ・「**個人情報**が、**個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるものである**」とされている
- ・医療分野では、個人情報の性質や利用方法から適正な取り扱いを厳格にする必要がある
- ・多数の患者様やその家族について、容易には知り得ない個人情報を詳細に知りうる立場にあるので、取り扱いを厳格にする分野である

3、ガイドラインの対象となる「医療、介護関係事業者」の範囲（1）

- ・医療：病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション
- ・介護：（介護保険法規定）

居宅サービス、居宅介護、介護保険施設

（老人福祉法規定）

老人居宅生活支援、老人福祉施設、高齢者福祉サービス

（国、地方公共団体、独立行政法人等の設置するものは除くが、これらの事業者も本ガイドラインに配慮することが望ましい）

3、ガイドラインの対象となる「医療、介護関係事業者」の範囲（2）

- ・検体検査、食事提供、施設の清掃、医療事務の業務など委託を受けた事業者は、ガイドラインに沿った対応をする。また、業者選定の際、ガイドラインに沿った対応を行う事業者を委託先として選定するとともに、個人情報の取り扱いについて定期的に確認を行う
- ・「個人情報取扱事業者」としての義務を負うのは「過去 6 ヶ月以内、5,000 件を超える事業者」。但し除外された業者もガイドラインを遵守する努力が求められる